

5 水管第 3300 号
令和 6 年 3 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する
令和 6 管理年度における漁獲可能量等の変更等について（諮問第 443 号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 6
管理年度における漁獲可能量に係る数量の繰越し及び追加配分について、別紙の取扱
いとしたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する
同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁獲可能量に係る数量の繰越及び追加配分について (くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))

1 背景

令和4管理年度から令和5管理年度へのくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量未利用分の繰越し及び当該繰越し等による追加配分に伴う漁獲可能量及び配分量の変更については、手続の迅速化を図るため、事前に水産政策審議会(以下「審議会」という。)に配分方法等の案を示し、その了承を得た上で、事後報告で対応できることとした。

2 令和6管理年度における取扱い

令和6管理年度においても、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量に係る繰越し及び追加配分については、手続の迅速化を図るため、以下の3により行うこととし、審議会には事後報告で対応できることとしたい。

3 繰越し及び追加配分について

令和5管理年度の漁獲可能量の未利用分については、WCPFCの決定に基づき我が国の漁獲上限の17%を上限に令和6管理年度に繰り越すこととする。

このうち、大臣管理区分及び都道府県ごとの未利用分(他の都道府県等に譲渡した数量を含む。)については、当初配分量の10%を上限に令和6管理年度の配分量にそれぞれ繰り越すこととし、これを超える数量については、国の留保に繰り入れた後、当該留保から、以下の(1)及び(2)により追加配分を行うこととする。

また、総量管理区分と漁獲割当管理区分の2つが設定された大中型まき網漁業の令和5管理年度の漁獲可能量の未利用分に係る繰越しについては、以下の(3)により行うこととする。

実際の繰越し及び追加配分は、令和5管理年度終了後一か月以内を目途に未利用分を確定した後、速やかに行う。

(1) くろまぐろ(小型魚)について

追加配分後の国の留保を100トン確保した上で、残余の国の留保(以下「追加配分原資」という。)から、次のア～ウの方法により、都道府県(管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。)に対する追加配分を行うこととする。

ア. 追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和5管理年度の当初配分量(過去の超過数量の差引き分等を除く。)の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和5管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量(過去の超過数量の差引き分

等を除く。)の7パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和5管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

(2) くろまぐろ(大型魚)について

追加配分後の国の留保を100トン確保した上で、残余の国の留保(以下「追加配分原資」という。)から、次のア～エの方法により、都道府県に対する追加配分を行うこととする。

ア. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、各都道府県の平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の一定割合(注:実際の追加配分原資の数量に応じて要調整)の数量と令和6管理年度の当初配分量との差の数量を配分する。

イ. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、各都道府県の平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分する。

ウ. 上記ア及びイで配分した残りの数量のうち、令和5管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量(過去の超過数量の差引き分等を除く。)の7パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、ア及びイで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはア及びイで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

エ. 令和5管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から、上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

(3) 大中型まき網漁業の繰越し

くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及びくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10%とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度においてくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)からくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量(前管理年度繰り入れ数量)

は、くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、前管理年度繰り入れ数量が翌管理年度に繰り越せる数量の上限を超える場合は当該上限数量でもって追加配分をする。）。残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、農林水産大臣の通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

令和6管理年度における 漁獲可能量の追加配分について (くろまぐろ)

令和6年3月 水産庁

令和6管理年度の管理

- 管理の期間
大臣管理区分 令和6年1月から同年12月まで
都道府県 令和6年4月から令和7年3月まで

	2022年 (令和4年)				2023年 (令和5年)				2024年 (令和6年)				2025年 (令和7年)						
月	4		12		1	3	4		12	1	3	4		12	1	3	4		12
大臣 管理																			
都道府県																			

令和5管理年度

令和6管理年度

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- **第5回（2018年11月1日）**

「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」公表

- **第6回（2019年10月3日）**

2019年9月のW C P F C北小委員会の決定（繰越枠の引き上げ、大型魚300 tの移譲）を受けた次期の対応方法の検討

＜検討を行った項目＞

*繰越率の変更

*移譲された大型魚漁獲上限の取扱い

*「配分の考え方」の修正

- **第7回（2019年10月24日）**

第6回の議論を受けた「配分の考え方」の一部改正案

＜追加された考え方＞

*繰越しに関するルール

*繰越しのうち国が留保した分の取扱い

*繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- **第8回（2021年10月12日）**

令和4管理年度以降の配分の考え方における検討の方向性について確認

＜検討の方向性＞

*小型魚から大型魚へのシフトについて

*大型魚増枠実現後の配分のあり方について

*留保について

*前管理年度未利用分を原資とする追加配分について

- **第9回（2021年11月29日）**

第8回で確認した方向性に従い、令和4管理年度以降の配分の考え方を取りまとめ

「令和4管理年度以降の配分の考え方」のポイント

○ 令和3(2021)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり。

- 令和4管理年度以降の基礎的な配分は、**WCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））**を基本として、**近年の漁獲実績（平均漁獲実績）**を勘案して配分するものとし、**混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。**
- 大型魚について、WCPFCの基準年の平均漁獲実績よりも配分数量が少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、当該平均漁獲実績の数量以上の配分とする。
- 国の留保について、直近の管理状況等を勘案し、当面の間は**小型魚、大型魚ともに100トン程度**を保持するものとする。
- 継続的に資源の回復を図るため、我が国全体として**400トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能量の振替えを実施。**
- 留保の配分については、**沿岸漁業に配慮。**

令和6管理年度の配分方針

小型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分**する。
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

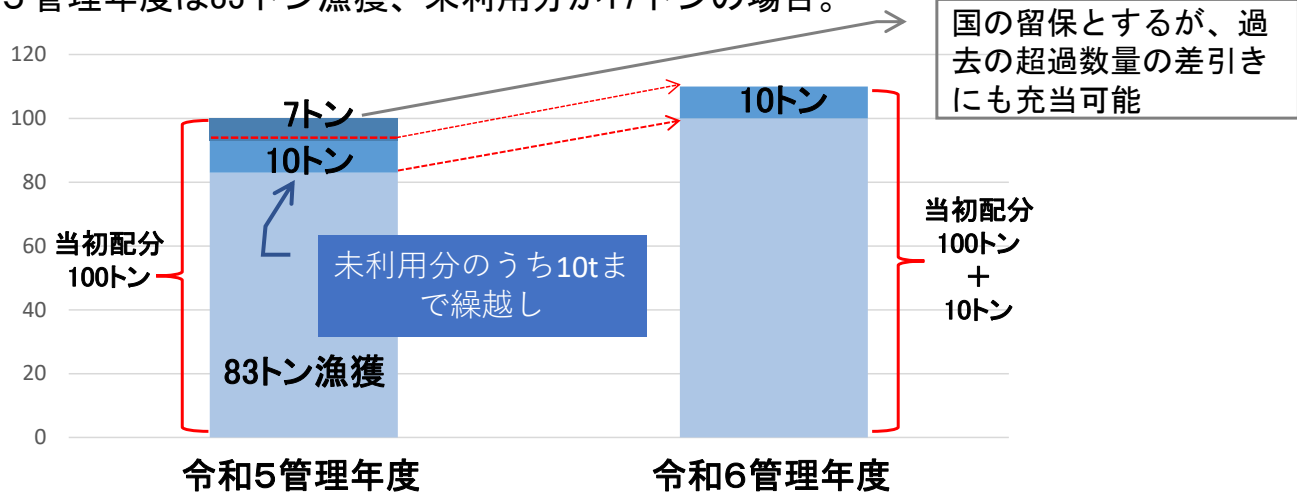
大型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分**する。
- **かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等**は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降は**WCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分**とする。

令和5管理年度における繰越しの基本的な考え方

- 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、漁獲枠の未利用分については、漁獲枠の17%を上限に繰越可能となっている。
- 国内ルールでは、大臣管理漁業、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それ以上は国の留保に繰り入れて再配分。
- なお、繰越枠(10%)を超える数量は国の留保にするとともに、過去の超過数量の差引きにも充当可能とする(融通分除く)。

(例) 令和5管理年度、令和6管理年度の当初配分が100トンの都道府県で、令和5管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。



令和5管理年度における繰越見込み

小型魚

	漁獲可能量	漁獲実績※2	未利用分	繰越上限	繰越見込み
大臣管理漁業	937.0	810.1	126.9	126.9	126.9※3
大中型まき網漁業	877.5	757.5	120.0	120.0	120.0
かじき等流し網漁業等※1	33.1	28.7	4.4	4.4	4.4
かつお・まぐろ漁業	26.4	23.9	2.5	2.5	2.5
都道府県	2,810.3	2,572.4	237.9	205.8	205.8
留保	447.5	10.0	437.5	-	348.4
国全体	4,194.8	3,392.5	802.3	681.1	681.1

大型魚

	漁獲可能量	漁獲実績※2	未利用分	繰越上限	繰越見込み
大臣管理漁業	4,769.9	4,544.5	255.4	440.3	210.4
大中型まき網漁業	3,979.1	3,779.4	199.7	362.9	199.7
かじき等流し網漁業等※1	22.5	20.1	2.4	2.1	2.1
かつお・まぐろ漁業	768.3	745.0	23.3	75.3	8.6
都道府県	1,906.6	1,738.5	168.1	172.0	168.1
留保	69.2	50.0	19.2	-	34.2※4
国全体	6,745.7	6,333.0	412.7	954.3	412.7

※1 かじき等流し網漁業等：東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

※2 都道府県の漁獲実績は令和5年1月末時点までが実数値。令和5年2月及び3月の漁獲量は昨年実績を基に推計。

※3 大臣管理区分は漁期が終了し、小型魚の漁獲可能量の一部を留保へ繰り入れ。

※4 この他、青森県から差し引く30.5トンが繰り入れられる予定。

国の留保からの追加配分について

- 大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%までは未利用分を繰越可能とし、これを超える数量は国の留保に繰り入れて再配分する(追加配分の原因とする。)
- 令和6管理年度の繰越し後の国の留保は、令和5年2月及び3月の漁獲が前年並みと仮定した場合、小型魚が450.8トン、大型魚が235.3トンとなる見込み。
- 都道府県及び大臣管理区分の配分量を増やし、それぞれの管理を推進するため、国の留保に必要な数量を残した上で追加配分を行う。

小型魚

(追加配分方針)

- ・ **全量を沿岸漁業に配分する。**
- ※ ただし、超過リスク対策として最低限100トン进行国の留保に残す。

(追加配分見込み数量)

$$450.8 - 100.0 = 350.8 \text{ トン}$$

大型魚

(追加配分方針)

- ・ **全量を沿岸漁業に配分する。**
- ※ ただし、超過リスク対策として最低限100トン进行国の留保に残す。

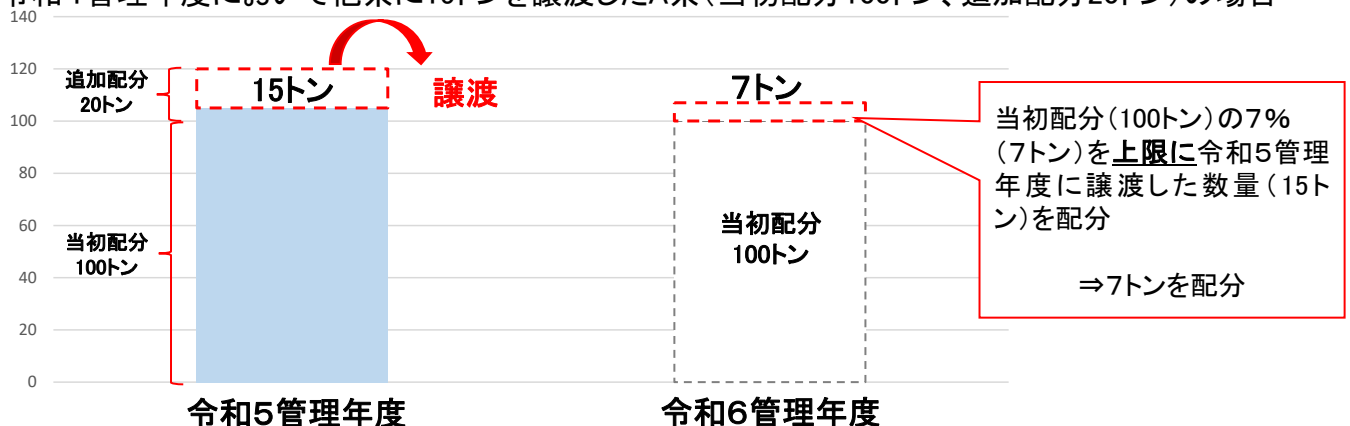
(追加配分見込み数量)

$$235.3 - 100.0 = 135.3 \text{ トン}$$

譲渡した都道府県への追加配分について(譲渡メリット)

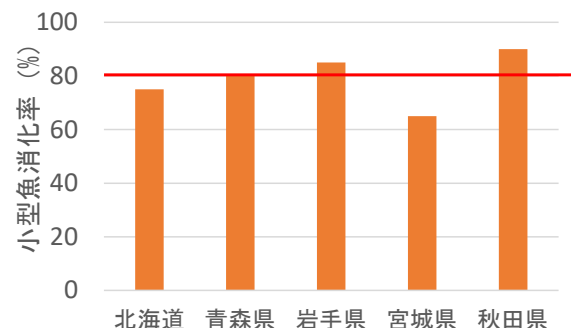
- 漁獲可能量の有効活用を目的に令和元管理年度(第5管理期間)より融通制度を開始。
- 融通において、配分量の譲渡を受ける側のメリットは大きいが、一方で譲渡する側は手続や関係者の調整などの負担があるのみでメリットがほとんどない。
- 配分量の譲渡を促進するため、令和2管理年度(第6管理期間)より、前年漁期に譲渡した都道府県に対して追加配分(譲渡メリット)を実施。
- 令和6管理年度の譲渡メリットについては、令和5管理年度と同程度の措置とし、当初配分ベース(過去の超過分への差引き等を除いた、当初配分の基準となる数量)の7%を上限に、令和5管理年度に譲渡した数量を配分。

(例) 令和4管理年度において他県に15トンを譲渡したA県(当初配分100トン、追加配分20トン)の場合



消化率が高い都道府県への追加配分について(消化率メリット)

- 融通により、漁獲可能量の有効活用が進んだ半面、必要以上に漁獲可能量を増やし、結果として未利用分を多く発生させてしまう都道府県が増えることが懸念。
- 譲渡の促進及び自県の漁獲可能量の適切な管理のため、令和3管理年度(第7管理期間)より、前年漁期の消化率が8割以上の都道府県に対して追加配分(消化率メリット)を実施。



○配分方法

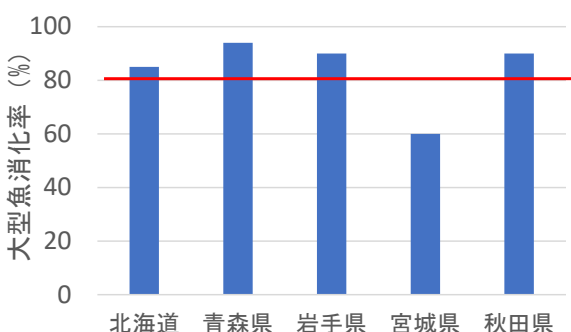
小型魚、大型魚ともに消化率8割以上の都道府県(混獲管理用の数量のみを配分されている府県を除く)で均等配分。

例：配分原資が小型魚：30.0トン、大型魚：10.0トン

小型魚：左図の場合、消化率8割以上の3県に均等配分

(青森県、岩手県、秋田県)

$30.0 \text{トン} \div 3 \text{都道府県} = 1 \text{県当たり} \underline{10.0 \text{トン}}$ を配分



大型魚：左図の場合、消化率8割以上の4県に均等配分

(北海道、青森県、岩手県、秋田県)

$10.0 \text{トン} \div 4 \text{都道府県} = 1 \text{県当たり} \underline{2.5 \text{トン}}$ を配分

※消化率8割以上を達成した都道府県が増加すると1県当たりの配分量は減少する。

令和6管理年度追加配分方針(小型魚)

- 第9回のくろまぐろ部会において、小型魚の未利用分の繰越しのうち国の留保とする数量の配分については、都道府県への配分を優先する方向性が示された。

- これを踏まえ、小型魚の具体的な配分としては、

ア. 追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和5管理年度の当初配分量(過去の超過数量の差引き分等を除く。)の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和5管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量(過去の超過数量の差引き分等を除く。)の7パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トン进行配分する。

ウ. 令和5管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

令和6管理年度追加配分方針(大型魚)

- 第9回のくろまぐろ部会において、大型魚の未利用分の繰越しのうち国の留保とする数量の配分について、以下の点を優先して配分する方向性が示された

◎ 沿岸漁業(都道府県)については、直近年の最大実績を勘案して配分すること

- これを踏まえ、大型魚の具体的な配分としては、

ア. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、各都道府県の平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の一定割合(注:実際の追加配分原資の数量に応じて要調整)の数量と令和6管理年度の当初配分量との差の数量を配分する。

イ. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、各都道府県の平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分する。

ウ. 上記ア及びイで配分した残りの数量のうち、令和5管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量(過去の超過数量の差引き分等を除く。)の7パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、ア及びイで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはア及びイで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トン配分する。

エ. 令和5管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から、上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

追加配分に関する今後のスケジュール(想定)

令和6年

- | | |
|-------------|---|
| ・ 4月上旬 | 令和5管理年度の漁獲実績の報告〆切 |
| ・ 4月中旬～5月上旬 | 追加配分見込み数量の提示、振替要望調査の実施
宮崎県及び沖縄県へ1回目の追加配分 |
| ・ 5月中旬 | 振替要望調査の回答〆切 |
| ・ 5月下旬 | 振替え及び追加配分を反映した数量の意見照会 |
| ・ 5月下旬～6月中 | 全体での追加配分 |

※ 本年は、小型魚からの大型魚への振替要望調査の影響で追加配分の時期が遅れる見込み。このため、近年5月中には採捕停止命令等が出されている宮崎県及び沖縄県の大型魚については、5月上旬までに配分可能な範囲で1回目の追加配分を実施し、全体での追加配分時に残りの配分数量を配分する。

都道府県別追加配分見込み（小型魚）①

●小型魚の追加配分原資を350トンと仮定した場合の追加配分案は以下のとおり。

追加配分案

	R6当初配分	繰越見込み※1	R5当初ベース 比率配分	譲渡メ리트 (2月末時点)※2	消化率 メ리트※3	追加配分後
(計算式)	A	B	C=175 *a/b	D	E	F=A+B+C+D+E
北海道	113.0	0.0	10.1	5.0	4.8	132.9
青森県	286.6	28.6	22.8	12.3	4.8	355.1
岩手県	78.8	7.8	6.2	0.0	4.8	97.6
宮城県	61.5	6.1	4.9	0.0	4.8	77.3
秋田県	26.8	2.6	2.1	1.8	4.8	38.1
山形県	12.7	1.2	1.0	0.0	4.8	19.7
福島県	11.7	0.0	0.9	0.0	4.8	17.4
茨城県	23.9	2.3	1.9	0.0	4.8	32.9
千葉県	60.0	6.0	4.7	0.0	4.8	75.5
東京都	13.6	1.3	1.0	0.0	4.8	20.7
神奈川県	39.4	3.2	3.1	0.0	4.8	50.5
新潟県	64.4	6.4	5.1	0.0	4.8	80.7
富山県	98.5	9.8	7.8	0.0	4.8	120.9
石川県	75.8	4.1	6.0	0.0	4.8	90.7
福井県	22.8	2.2	2.1	0.0	4.8	31.9
静岡県	29.8	2.9	2.3	0.0	4.8	39.8
愛知県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
三重県	33.8	3.3	3.0	0.0	4.8	44.9
京都府	21.7	2.1	2.0	0.0	4.8	30.6
大阪府	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

※1 都道府県別R4繰越実績

※2 2月末時点の実績を基に算出

※3 消化率メ리트については、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、取り急ぎ全ての対象都道府県へ配分

単位:トン

	(参考) R5当初配分 ベース
	a
北海道	128.0
青森県	286.6
岩手県	78.8
宮城県	61.5
秋田県	26.8
山形県	12.7
福島県	11.7
茨城県	23.9
千葉県	60.0
東京都	13.6
神奈川県	39.4
新潟県	64.4
富山県	98.5
石川県	75.8
福井県	27.2
静岡県	29.8
愛知県	0.1
三重県	38.4
京都府	25.8
大阪府	0.1

都道府県別追加配分見込み（小型魚）②

単位:トン

	R6当初配分	繰越見込み※1	R5当初ベース 比率配分	譲渡メ리트 (2月末時点)※2	消化率 メ리트※3	追加配分後
(計算式)	A	B	C=175 *a/b	D	E	F=A+B+C+D+E
兵庫県	5.6	0.5	0.4	0.0	4.8	11.3
和歌山県	28.8	2.8	2.2	0.0	4.8	38.6
鳥取県	4.9	0.4	0.3	0.0	4.8	10.4
島根県	94.6	7.0	6.6	0.0	4.8	113.0
岡山県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
広島県	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
山口県	97.3	9.1	7.7	0.0	4.8	118.9
徳島県	11.7	1.1	0.9	0.0	4.8	18.5
香川県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
愛媛県	11.1	1.1	0.8	0.0	4.8	17.8
高知県	75.5	3.5	5.9	0.0	4.8	89.7
福岡県	10.8	1.0	0.8	0.7	4.8	18.1
佐賀県	4.2	0.4	0.3	0.0	4.8	9.7
長崎県	728.9	68.4	57.1	0.0	4.8	859.2
熊本県	7.2	0.6	0.5	0.0	4.8	13.1
大分県	3.8	0.0	0.2	0.0	4.8	8.8
宮崎県	19.5	1.6	1.5	0.0	4.8	27.4
鹿児島県	14.2	1.4	1.1	0.0	4.8	21.5
沖縄県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
合計	2,193.6	188.8	173.3	19.8	156.9	2,732.4

	(参考) R4当初配分 ベース
	a
兵庫県	5.5
和歌山県	28.5
鳥取県	4.9
島根県	83.8
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	97.2
徳島県	11.6
香川県	0.1
愛媛県	11.0
高知県	74.6
福岡県	10.7
佐賀県	4.2
長崎県	717.0
熊本県	7.2
大分県	3.7
宮崎県	19.3
鹿児島県	14.2
沖縄県	0.1
合計	2,196.9
合計(混獲 配分府県除 <) (b)	2,196.3

※1 都道府県別R4繰越実績

※2 2月末時点の実績を基に算出

※3 消化率メ리트については、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、取り急ぎ全ての対象都道府県へ配分

都道府県別追加配分見込み（大型魚）①

- 大型魚の追加配分原資を130トンと仮定した場合の追加配分案は以下のとおり。

都道府県別の大型魚の配分量

単位:トン

	当初配分	繰越見込み※1	最大実績(a)の 55.0%まで配分	最大実績(a)の シェア配分※2	譲渡メ리트 (2月末時点) ※3	消化率メ리트 ※4	追加配分後		最大実績 2015-2022	最大実績 2015-2022 (55.0%)
(計算式)	A	B	C=c-A (C<0の場合は0)	D=43.3*a/b	E	F	G=A+B+C+D+ E+F		a	c=a*0.55
北海道	320.7	20.2	0.0	6.7	2.7	0.7	351.0	北海道	328.8	180.8
青森県	508.0	37.8	0.0	11.3	11.2	0.7	569.0	青森県	552.1	303.7
岩手県	55.1	3.3	0.0	1.5	0.0	0.7	60.6	岩手県	73.2	40.3
宮城県	22.6	2.2	0.0	0.5	0.0	0.7	26.0	宮城県	29.0	16.0
秋田県	31.4	3.1	0.0	0.6	1.5	0.7	37.3	秋田県	31.0	17.1
山形県	10.4	1.0	0.0	0.2	0.0	0.7	12.3	山形県	14.4	7.9
福島県	1.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	1.1	福島県	2.0	1.1
茨城県	6.2	0.6	0.0	0.1	0.0	0.7	7.6	茨城県	6.3	3.5
千葉県	29.0	2.9	9.8	1.4	0.0	0.7	43.8	千葉県	70.5	38.8
東京都	18.3	1.8	12.1	1.1	0.0	0.7	34.0	東京都	55.2	30.4
神奈川県	6.6	0.6	3.6	0.3	0.0	0.7	11.8	神奈川県	18.6	10.2
新潟県	97.5	9.7	0.0	1.9	3.9	0.7	113.7	新潟県	95.7	52.6
富山県	15.2	1.5	0.0	0.2	0.0	0.7	17.6	富山県	12.8	7.0
石川県	41.9	4.1	0.0	0.8	0.0	0.7	47.5	石川県	42.2	23.2
福井県	19.2	1.9	0.0	0.2	0.0	0.7	22.0	福井県	14.2	7.8
静岡県	14.6	1.4	8.0	0.8	0.0	0.7	25.5	静岡県	41.1	22.6
愛知県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	愛知県	0.0	0.0
三重県	28.8	2.8	0.0	0.6	0.0	0.7	32.9	三重県	29.5	16.2
京都府	24.1	2.4	0.0	0.8	0.0	0.7	28.0	京都府	39.2	21.6
大阪府	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	大阪府	0.0	0.0

※1 都道府県別R4繰越実績

※2 配分が0トンとなる県へは0.1トン配分

※3 2月末時点の実績を基に算出

※4 消化率メ리트については、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、取り急ぎ全ての対象都道府県へ配分

都道府県別追加配分見込み（大型魚）②

単位:トン

	当初配分	繰越見込み※1	最大実績(a)の 55.0%まで配分	最大実績(a)の シェア配分※2	譲渡メ리트 (2月末時点) ※3	消化率メ리트 ※4	追加配分後		最大実績 2015-2022	最大実績 2015-2022 (55.0%)
(計算式)	A	B	C=c-A (C<0の場合は0)	D=43.3*a/b	E	F	G=A+B+C+D+ E+F		a	c=a*0.55
兵庫県	9.3	0.9	0.0	0.2	0.0	0.7	11.1	兵庫県	10.1	5.6
和歌山県	17.5	1.7	7.9	0.9	0.0	0.7	28.7	和歌山県	46.2	25.4
鳥取県	6.1	0.6	0.0	0.1	1.7	0.7	9.2	鳥取県	4.8	2.6
島根県	25.6	2.5	0.0	0.5	0.0	0.7	29.3	島根県	26.5	14.6
岡山県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	岡山県	0.0	0.0
広島県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	広島県	0.0	0.0
山口県	26.0	0.7	1.1	1.0	0.0	0.7	29.5	山口県	49.3	27.1
徳島県	8.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.7	9.7	徳島県	9.3	5.1
香川県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	香川県	0.1	0.1
愛媛県	6.0	0.6	0.0	0.1	0.0	0.7	7.4	愛媛県	0.5	0.3
高知県	16.8	1.6	0.0	0.5	0.0	0.7	19.6	高知県	24.7	13.6
福岡県	7.9	0.7	0.0	0.1	0.0	0.7	9.4	福岡県	7.6	4.2
佐賀県	6.5	0.6	0.0	0.2	0.0	0.7	8.0	佐賀県	10.7	5.9
長崎県	173.9	17.3	0.0	3.7	0.0	0.7	195.6	長崎県	179.6	98.8
熊本県	6.2	0.6	0.0	0.1	0.0	0.7	7.6	熊本県	3.3	1.8
大分県	6.4	0.2	0.0	0.1	0.0	0.7	7.4	大分県	6.8	3.7
宮崎県	16.9	1.6	0.0	0.5	0.0	0.7	19.7	宮崎県	28.1	15.5
鹿児島県	8.9	0.8	0.3	0.3	0.0	0.7	11.0	鹿児島県	16.7	9.2
沖縄県	147.5	9.0	0.0	4.5	0.3	0.7	162.0	沖縄県	220.4	121.2
合計	1745.9	137.0	42.7	41.9	21.3	24.1	2011.9	合計(b)	2,100.5	861.1

※1 都道府県別R4繰越実績

※2 配分が0トンとなる県へは0.1トン配分

※3 2月末時点の実績を基に算出

※4 消化率メ리트については、今後の消化状況により配分数量が大きく変動するため、取り急ぎ全ての対象都道府県へ配分